

**あだちエンターテイメント
チャレンジャー支援事業
(通称：えんチャレ)**

参加の手引き

令和7年8月

足立区地域のちから推進部地域文化課



第1章 ～応募者向け案内～

1 事業の目的	1
2 区の支援による特典内容	1
3 参加登録	1
(1) 参加要件	1
(2) 登録の申込	1
(3) 審査	2
(4) 結果発表	2

第2章 ～登録者向け案内～

1 はじめに	3
(1) 参加者へのお願い	3
ア レベルアップ	
イ 区民還元	
ウ 地域との連携	
エ 登録終了後の活動	
オ 事故への対応	
カ 視察	
2 練習利用	4
対象施設一覧	4
施設予約方法まとめ	5
(1) 天空劇場編	5
ア 天空劇場の利用枠について	
イ 利用申し込み	
ウ 利用調整	
エ 予約完了の連絡	
オ 利用当日	
カ キャンセル・予約内容の変更	
キ 付帯設備	



ク	その他の注意事項	
(2)	各地域学習センター、生涯学習センター編	7
ア	各地域学習センター、生涯学習センターについて	
イ	利用申し込み	
ウ	予約完了の連絡	
エ	利用当日	
オ	キャンセル・予約内容の変更	
カ	付帯設備	
(3)	参加登録していない方の利用など（施設を問わず）	8
ア	サポートメンバーの利用	
イ	他の参加者との合同練習	
3	区民還元	9
(1)	無料公演	9
ア	施設使用料	
イ	付帯設備使用料（天空劇場での公演の場合）	
ウ	注意事項	
エ	参加者が担当すること（例）	
オ	区の支援	
カ	チラシ作成の際の注意点	
キ	区にチラシ印刷を依頼する際の注意点	
ク	公演の本番までの流れ	
(2)	公開練習、ゲネプロ公開	12
(3)	その他	12
ア	区イベントへの出演	
イ	区のアピール	
ウ	グッズ等の区民割引販売	
エ	寄附	
オ	その他	
(4)	営利活動について	13
ア	有料公演の禁止	
イ	スポンサー表記、他事業のPR	
ウ	物販等の扱い	
エ	実費の扱い	
4	自主活動	14



5 参加登録	15
(1) 更新	15
ア 更新の申込		
イ 更新回数		
ウ 審査		
エ 注意事項		
(2) 継続支援制度	16
(3) 登録内容の変更	16
(4) 登録辞退	16
(5) 登録取り消し	16

※ 本手引きは、現在の制度に基づき作成しています。制度内容に変更がありましたら、
随時改訂いたします。



第 1 章 ～ 応募者向け案内 ～

1 事業の目的

メジャーでの活躍（プロ）を目指すアーティスト、エンターテイナーを支援し、参加者が各方面で活躍することで、足立区の文化芸術の振興、賑わいのあるまちづくり、新たな区の産業振興への貢献、区のイメージアップ等を目的とします。

2 区の支援による特典内容

① 練習場所として天空劇場・地域学習センターを無料で利用できます

会場使用料負担を心配することなく、じゃんじゃん練習しちゃいましょう！

② 天空劇場・地域学習センターにて無料公演を開催できます

400人収容の天空劇場での公演でパフォーマンスを披露しましょう！公演当日にかかる付帯設備使用料も区が15万円まで負担します！

③ 区のイベントに出演できます

ミルディス音楽祭やえんチャレまつり等区のイベントに参加し、知名度アップを図りましょう！

④ 足立区公認団体として、公演情報や出演イベントを区のHPやSNSでPRします

区の公式HP・SNSでPRを支援します！

3 参加登録

参加は登録制です。お笑い、音楽、演劇等ジャンルは一切問いません。芸歴も不問です。

(1) 参加要件

原則として満18歳以上の方で、現にプロとして活動しているか、プロを目指している個人、もしくは団体(芸能事務所、プロダクションなどの法人を除く)が対象です。区内外を問わずどなたでもお申込みいただけます。

(2) 登録の申込

新規登録の募集は、年2回（10月、3月頃）実施しています。募集期間内に応募してください。（応募方法および募集期間、登録審査会の日程は区の広報、ホームページをご参照ください。）

登録期間は、登録決定日から次の年度の3月末までの期間です。



(3) 審査

登録にあたっては、実演審査を実施いたします。以下の視点等により総合的に審査します。

- ① 将来のビジョンやステップアップしていく過程が描けているか
- ② もう一度観たい、聞きたいなど人を引き付ける魅力を持っているか
- ③ 技術レベル等は評価できるものであるか
- ④ 区を広くPRするなど、区のイメージアップに貢献できるか

(4) 結果発表

審査の結果は郵送でお知らせいたします。



第 2 章 ～ 登録者向け案内 ～

1 はじめに

(1) 参加者へのお願い

ア レベルアップ

当事業は施設（天空劇場、各地域学習センター、生涯学習センター）の使用料を区が負担すること等でアーティストの支援をしています。常にレベルアップを目指して活動してください。

イ 区民還元

当事業では、区すなわち区民が事業の費用を負担しているという意識のもと、区と区民のためにできることを考え、積極的に還元を行ってください。

ウ 地域との連携

当事業への参加にあたり、天空劇場をはじめとした各地域学習センターを活動の拠点として、区内各地域と連携し、区の芸術文化の発展と賑わいのあるまちづくりに寄与するよう取り組んでください。

エ 登録終了後の活動

登録を終了したあとも、えんチャレ事業の広報などにご協力ください。

オ 事故への対応

参加者の責に帰すべき理由で劇場の設備および備品等を破損させるなどの事故を起こした場合の対応は各参加者で対応してください。賠償費用は原因者負担となります。

なお、この場合、現場確認、連絡調整等が必要になるため、速やかに地域文化課へ連絡してください。

カ 視察

参加者の施設利用状況を確認するために、区職員が練習や公演の視察を行う場合があります。この場合、非公開の練習であっても、視察の受け入れをお願いします。



2 練習利用

参加者は登録された活動の範囲内において、練習のために下記の施設を無料で利用することができます。施設利用上の注意事項は、各施設にご確認ください。

これ以外の施設（区、民間を問わず）は、本事業の対象外です。

対象施設一覧

No.	施設名	所在地	電話
1	天空劇場	千住 1-4-1 (東京芸術センター内)	03-5354-4388
2	生涯学習センター ※1	千住 5-13-5 (学びピア 21 内)	03-5813-3730
3	梅田地域学習センター ※1	梅田 7-33-1	03-3880-5322
4	竹の塚地域学習センター ※1	竹の塚 2-25-17	03-3850-3107
5	伊興地域学習センター	伊興 2-4-22	03-3857-6537
6	興本地域学習センター	興野 1-18-38	03-3889-0370
7	江北地域学習センター	江北 3-39-4	03-3890-4522
8	佐野地域学習センター	佐野 2-43-5	03-3628-3273
9	鹿浜地域学習センター	鹿浜 6-8-1	03-3857-6551
10	新田地域学習センター	新田 2-2-2	03-3912-3931
11	中央本町地域学習センター	中央本町 3-15-1	03-3852-1431
12	東和地域学習センター	東和 3-12-9	03-3628-6201
13	舎人地域学習センター	舎人 1-3-26	03-3857-0008
14	花畑地域学習センター	花畑 4-16-8	03-3850-2618
15	保塚地域学習センター	保塚町 7-16	03-3858-1502

※1 ホール施設あり



施設予約方法まとめ

利用施設	予約開始日	予約締切日	予約方法
(1) 天空劇場	利用日の属する月の 2カ月前の1日 (※1)	利用日の属する月の <u>2カ月前の10日</u> (※2)	「施設利用希望申込票」を 地域文化課へ提出 (FAX、メ ール、郵送、窓口)
(2) ア① 地域学習センター 梅田ホール 竹の塚ホール 生涯学習センター講堂	利用日の属する月の 6カ月前の2日	<u>利用日の</u> <u>10営業(開庁)日前</u> (※2)	直接施設へ電話または窓口 にて仮予約を行う (※えん チャレ事業で利用する旨を 伝えること)
(2) ア② 諸室	利用日の属する月の 2カ月前の1日		仮予約と同時に地域文化課 へ申請書を提出 (メール)

※1 無料公演の場合は6カ月前から

※2 無料公演の場合は3カ月前まで

(1) 天空劇場編

ア 天空劇場の利用枠について

東京芸術センターの天空劇場は民間のホールです (足立区産業振興ホール条例上は公共ホール)。

当事業では一般区民の利用を優先し、その残りの枠で参加者に利用時間を割り当てるため、利用時間を必ず確保できるとは限りません。予めご了承ください。

イ 利用申し込み

① 2カ月前の1日頃、地域文化課より空き状況をお伝えします。

② 空き状況を確認したうえで、「施設利用希望申込票」を送付 (FAX、メール、郵送) するか、地域文化課の窓口に直接ご提出ください。2カ月前の1日から10日まで受け付けします。

やむを得ず期間内に申請ができなかった場合は、個別に地域文化課までご相談ください。ただし、相談の時期によっては利用ができない場合や、利用料の減免が行えない可能性があります。

※ 無料公演申し込みの受け付けは、利用予定月の6カ月前から3カ月前まで受け付けします。

ウ 利用調整

利用枠の参加者への割り当てにあたっては、地域文化課が利用調整を行います (調



整は原則として先着順で行いますが、参加者間でやむを得ず調整が必要な場合は、電話等で事前に利用希望の変更をお願いすることがあります。

エ 予約完了の連絡

予約の手続きが完了次第、地域文化課から予約状況をお知らせします。

オ 利用当日

利用当日は施設使用承認書を受付に提示してください。

会場の準備、利用は承認書の提示後に行ってください。

カ キャンセル・予約内容の変更

予約をキャンセルする場合は、直接施設へ連絡を入れるとともに、地域文化課へも連絡してください。

その他予約内容に変更の必要が生じた場合は、地域文化課へご連絡ください。

キ 付帯設備

付帯設備使用料は下記を除いて、自己負担となります。

[無料で使用できる付帯設備]

- ・ ベース照明
- ・ マイク 2 本、マイクスタンド、ヘッドフォン
- ・ 会議用テーブル、スタッキングチェア、オーケストラチェア
- ・ 客席（「通常」「半平床」「平床」のいずれも）

参加者の自己負担となる付帯設備使用料は、東京芸術センターから参加者へ直接請求されます。請求書等が届いたら遅滞なく支払ってください。

一日に 2 組以上の参加者が同一の備品を使用する場合においても、付帯設備使用料はそれぞれの参加者にかかります。

ク その他の注意事項

当事業で劇場を利用する際は、施設側の規定に従うほか、以下の事項を遵守してください。参加者がこれらに違反した場合は、劇場の利用を制限するほか、悪質な場合は参加登録の取り消しをすることがあります。

- ① 利用責任者（代表者）を立てること
- ② 搬入車両などで建物の搬入口に入場する場合は、駐車場のスタッフの指示に従うこと（駐車場の留め置きは有料となります）
- ③ 自転車で来場する場合は、所定の位置に駐車すること（自動二輪車は駐車できません）



- ④ 施設（建物）内の他の利用者、または居住者等に迷惑をかけること
- ⑤ 劇場を利用する際は、劇場のスタッフの指示に従うこと
- ⑥ 劇場の設備や備品について、紛失や損害等の事故が発生した場合は参加者で対応すること
- ⑦ その他の劇場で発生した事故についても、参加者で対応すること（傷病者の応急処置、警察・消防への通報等）
- ⑧ 持ち込んだ私物を施設（建物）内に常置しないこと
- ⑨ 許可のない火気は使用しないこと
- ⑩ 施設（建物）内での喫煙はしないこと
- ⑪ 利用時間を厳守すること（利用時間の延長は原則として認めません。準備、撤去にかかる時間も考慮して利用してください）
- ⑫ 利用枠を他者に転貸しないこと
- ⑬ 付帯設備使用料の自己負担金が発生した場合は遅滞なく支払うこと

（２） 各地域学習センター、生涯学習センター編

ア 各地域学習センター、生涯学習センターについて

利用できる施設は次の２種類です。利用時は各施設の規定に従ってください。

- ① 梅田センターホール、竹の塚センターホール、生涯学習センター講堂
- ② 諸室 ※①以外の各部屋

イ 利用申し込み

- ① 利用希望施設で直接仮予約してください（電話・窓口）。

（ア） 梅田センターホール、竹の塚センターホール、生涯学習センター講堂

利用希望日の属する日の６カ月前の２日から

利用日の１０営業（開庁）日前まで（厳守）

※ 無料公演申し込みの受け付けは、利用予定月の６カ月前から３カ月前まで受け付けします。

（イ） 諸室

利用希望日の属する日の２カ月前の初日から

利用日の１０営業（開庁）日前まで（厳守）

連絡の際は必ず「えんチャレ事業」で利用する旨伝えてください。伝えていた
だかないと通常予約となり、施設使用料が発生します。

また、部屋ごとに利用目的の制限がありますので、必ず事前に確認し、仮予約
の際に必ず利用目的もお伝えください。利用日の１０営業（開庁）日前までに仮



予約がされていない場合、原則、申請を受け付けません（施設使用料発生）ので
ご注意ください。

② 仮予約と同時に、地域文化課へ申請書をご提出（メール）ください。

ウ 予約完了の連絡

申請書を受理後、地域文化課から施設へ確認し、予約手続きを行います。
その後、施設使用承認書を郵送します。

エ 利用当日

利用当日は施設使用承認書を受付に提示してください。
会場の準備、利用は承認書の提示後に行ってください。

オ キャンセル・予約内容の変更

予約をキャンセルする場合は、直接施設へ連絡を入れるとともに、地域文化課へも
連絡してください。

その他予約内容に変更の必要が生じた場合は、地域文化課へご連絡ください。

カ 付帯設備

常備品は利用料と併せて免除となります

(3) 参加登録していない方の利用など（施設を問わず）

ア サポートメンバーの利用

参加者と活動と一緒にいる関係者（サポートメンバー、スタッフ、トレーナー等）
と一緒に劇場を利用する場合は、事前に施設利用希望申込票にその旨を記載してくだ
さい。

イ 他の参加者との合同練習

同じ分野の参加者と合同で練習をしても構いません。その方が効果的な場合もあり
ます。ただし、利用するすべての者が当事業に登録済み、もしくは施設利用希望申込
票や申請書に明記済みであることが条件となります。



3 区民還元

参加者は、区の公金による補助により施設使用料の免除が図られている事情に配慮し、下記に例示するような様々な場面や方法で、区民に還元していただくことを期待します。

なお、天空劇場、各地域学習センター、生涯学習センターで無料公演等を行う場合も、練習利用と同様に施設利用料は無料です。施設利用上の注意事項も同じです。

ただし、予約方法や付帯設備使用料の扱い等は、練習利用の場合と一部異なります。加えて、各地域学習センター、生涯学習センターで無料公演等を行う場合、事前申込制を採用する制限があります。

(1) 無料公演

参加者は、区民還元の一環として1年に2回まで無料公演を実施することができます。(主催：参加者 共催：足立区)

無料公演の実施を希望する場合は、公演予定日の遅くとも3カ月前までに「企画書」「公演実施申込書」を地域文化課に提出してください。内容を審査したうえで、実施の可否を参加者に伝えます。

ゲスト出演者については特に制限を設けませんが、あくまで参加者がメインであることを公演実施の条件とします。

また、共催、後援等に芸能事務所等の法人やスポンサーが入っても構いません。

なお、複数の参加者と合同で実施し、「合同公演」とすることもできます。この場合は代表者を選出し、その方が必要書類を提出してください。

ア 施設使用料

区が負担します。

イ 付帯設備使用料（天空劇場での公演の場合）

公演当日にかかる付帯設備使用料（技師を含む）を区が公演1回につき15万円まで負担します。付帯設備の対象は「天空劇場備品、設備機器使用料金」をご確認ください。

それ以上に費用がかかる場合は参加者負担となりますので、直接天空劇場にお支払いください。

ウ 注意事項

- ① 公演は参加者を「主催」、区を「共催」とし、参加者の責任において実施してください。
- ② 公演のために劇場を予約した場合は、原則としてキャンセルできません。



- ③ 公演の実施にあたっては、混乱等生じないように会場内やロビー・ホワイエ等に十分な人数の会場スタッフを配置してください。
- ④ 広告媒体には「無料公演」である旨を必ず記載してください。
- ⑤ 広告媒体や公演プログラムには「足立区エンターテインメントチャレンジャー支援事業」という語を必ず記載してください（字数制限のあるメディア等を除く）。

エ 参加者が担当すること（例）

- ① 公演の宣伝活動
公演のPR（チラシ・ポスター作成、関係者への配布、ウェブ上での宣伝等）は、原則として参加者自身で行ってください。
※ 印刷物は事前に地域文化課へ提出し確認を受けてください。

必須 ② 公演予定日の遅くとも3カ月前までに「企画書」「公演実施申込書」を地域文化課へ提出してください。

必須 ③ 会場責任者の選出

- ④ 舞台スタッフ（音響・照明）との打ち合わせ
打ち合わせ後、地域文化課に必要な金額を報告してください。天空劇場で公演する場合、発注期限（特に技師）は公演日の2カ月前です。

⑤ プログラム作成（必要な場合）

⑥ 著作権の申請（音源や印刷物等に必要な場合）

必須 ⑦ 公演当日のロビー・ホワイエ周りの会場設営および撤収

必須 ⑧ 舞台の設営および撤収

必須 ⑨ 観覧客の受付および導線管理、誘導（必要人員を確保してください。）

必須 ⑩ 公演終了後すみやかに、地域文化課へ「公演実施結果報告書」を提出

オ 区の支援

- ① 天空劇場の利用申込み受付・予約・利用調整
- ② 施設使用料および（天空劇場における）付帯設備使用料の負担
- ③ あだち広報、区ホームページ等への公演情報掲載（あだち広報は他の記事量によっては掲載できないこともあります。掲載号（10日号または25日号）の3カ月前までに掲載内容を確認する必要があります。）

④ チラシの印刷（3-1-7の注意点を参照）

⑤ 区内施設へのチラシの配布

原則として、住区センター、地域学習センターおよび図書館（計75カ所）を配布先とします。参加者が配布用のチラシを区に持ち込む場合は、特に枚数制限は設けません。

カラーチラシをお持ち込みいただければ、区内の鉄道各駅に配架することも可能です。



カ チラシ作成の際の注意点

- ① チラシ原稿完成の前に電話番号やFAX番号を必ず確認してください（個人宅や企業に間違い電話が殺到する事態は絶対に避けねばなりません）。
- ② チラシに必要な情報の例
 - (ア) いつ（年月日、開場時間、開演時間。その他、終演時間など）
 - (イ) どこで（施設名、所在地、電話番号、地図、交通アクセスなど）
 - (ウ) 誰が（主催者、出演者、ゲストなど）
 - (エ) 何を行うか（公演タイトル、キャッチコピー、概要など）
 - (オ) どのように申し込めばよいか（ウェブならURLや二次元バーコード、郵便なら郵送先、電話なら電話番号。聴覚障がい者の観覧を想定するならFAX番号。チラシ配布が受付開始より前の場合、受付期間や受付開始日時。車椅子の対応など）
 - (カ) 誰に（募集対象者、区民と他自治体住民との区別）
 - (キ) いくらかかるか（「無料公演」である旨）
 - (ク) どこかに「足立区エンターテイメントチャレンジャー支援事業」という語を必ず記載してください。

キ 区にチラシ印刷を依頼する際の注意点

- ① 区が印刷するチラシはA4白黒です（主に輪転機で印刷）。
白黒印刷でも色が潰れず、綺麗に見えるチラシの作成を行ってください（濃い赤などは黒になってしまいます）。
カラーのチラシは参加者自身でご用意ください。
- ② 印刷枚数は1回の無料公演で原則1000枚までとします。
- ③ 区にチラシのデータを送付する際、データを5MB以下まで落としてお送りください。それ以上の場合は送付前に区にご連絡ください。
- ④ ワードまたはパワーポイントファイルでお送りください。PDFを区にお送りいただいても構いませんが、修正が区ではできませんのでご注意ください。

ク 公演の本番までの流れ

■ 3ヶ月前まで

- ① 「企画書」「公演実施申込書」を地域文化課に提出。
- ② ポスター・チラシ案の作成。
- ③ あだち広報へ掲載を希望する場合は掲載号の3カ月前までに掲載内容を地域文化課と調整。



■ 2ヶ月前まで

- ① 天空劇場（03-6908-8162）へ舞台スタッフ（音響・照明）の発注、打ち合わせ。付帯設備使用料の見積もりを地域文化課へ報告。
- ② チラシの印刷、配布。区内施設、区内鉄道各駅へ配架を希望する場合は地域文化課と調整。

■ 1ヶ月前まで

- ① 区ホームページ、区SNSへ掲載を希望する場合は、地域文化課と調整。
- ② 天空劇場へ提出が必要な書類（駐車場利用、備品利用申請等）があるかを確認、提出。

■ 当日

- ① 会場設営・受付・誘導。
- ② 終演後、ホール・ロビー・ホワイエ・控室の撤収。

■ 公演終了後

- ① 「公演実施結果報告書」を地域文化課に提出。

(2) 公開練習、ゲネプロ公開

練習を公開する場合、必ず観覧客を案内、誘導する担当者を1名以上配置してください。

(3) その他

ア 区イベントへの出演

区のさまざまなイベントへ出演すること（えんチャレまつり、ミルディス音楽祭など）

イ 区のアピール

マスコミ等の取材には積極的に応じること。

テレビ、ラジオ等へ出演する際は区をPRすること。

ウ グッズ等の区民割引販売



エ 寄附

足立区では、文化芸術活動へ反映する「あだち虹色寄附制度（区の文化芸術活動を応援したい【文化芸術振興基金】）」を設けています。ご意向に沿う場合には、是非ご協力ください。



オ その他

参加者の提案による区民還元等

(4) 営利活動について

ア 有料公演の禁止

「えんチャレ」枠で施設を予約している場合（使用料が無料の場合）、チケットまたはそれに類する物品やサービスの購入を入場の条件とする公演はできません。

イ スポンサー表記、他事業のPR

- ① 公演実施にかかる費用の支援を受け、スポンサー付きの公演を実施することができます。チラシ・ポスター等にスポンサー名を表記することもできます。
- ② 天空劇場では、参加者自身が当事業以外の公演をPRすること（有料公演のチラシ配布等）ができます。

ウ 物販等の扱い

天空劇場では、宣伝活動として参加者自身のグッズ、CD、DVD等の物販ができます。

「公演実施申込書」（様式第7号）に記入の上、事前に地域文化課と協議を行ってください。

金銭管理については、販売者の責任で行っていただきます。

物販を行う場合は、下記の区民還元をしていただくことを期待します。

- ① 商品の割引販売
- ② 売り上げの一部を区へ寄附

各地域学習センターおよび生涯学習センターでは一切の物販を禁止します。

エ 実費の扱い

ワークショップ等、観覧客に参加してもらった活動について、下記の実費を観覧客から徴収することを認めます。ただし、いずれも常識の範囲内とし、観覧客が参加を申し込める段階で金額と用途が公開されていることが必要です。



- ① 保険代
- ② 観覧客が使用した後、持ち帰ることができる消耗品代
- ③ 観覧客が使用した物品にかかる最低限のメンテナンス代

4 自主活動

自主的な活動を行うことを期待します。その際は地域文化課への情報提供をお願いします。

(例)

- ・「えんチャレ」枠外での無料公演
- ・一般の有料公演
- ・他自治体や民間のイベント等への出演
- ・その他発信等



5 参加登録

登録の更新や変更の扱いは以下のとおりです。登録の更新を希望する場合、その都度審査を実施いたします。

(1) 更新

ア 更新の申込

登録更新の申込みは、登録終了日の直前の登録審査会の募集期間に受け付けます。登録期間中の活動実績とともに、参加申込書類を提出してください。

更新の場合の登録期間は、登録期間が満了する日の翌日から1年間です。

※ 登録審査会の日程は、地域文化課からお知らせします。スケジュールの調整にご協力ください。

イ 更新回数

4回まで

ウ 審査

登録更新にあたっては、新規登録の際の基準に加え、以下の視点で総合的に審査します。

- ① 登録してからの活動実績が良好だったか
活動が恒常的であったか、区民還元に協力したか等を判断します。
- ② 登録更新にあたり、向こう1年の活動計画が妥当か
前回の登録時から活動が進展しているか、計画の内容に無理はないか等を判断します。
- ③ 引き続き区民還元をする意思があるか
- ④ 施設の利用方法が良好だったか
登録期間中に施設を適正に利用したか、注意事項に違反することはなかったか等を判断します。
- ⑤ その他、更新に際しての問題はないか
申請内容の虚偽などの不正がなかったか、その他登録更新にあたって問題はないか等を判断します。

エ 注意事項

登録更新にあたっては他の申込者と同列で審査します。再登録を保証するものではありません。

申し込み内容に不正が認められる場合は申込みを受け付けません。



(2) 継続支援制度

4回の登録更新が終了した団体等のうち、引き続き支援を必要とする者は継続支援制度に申し込むことが可能です。ただし、登録の可否は審査のうえで決定するため、必ずしも登録されるとは限りません。

継続支援の場合の登録期間は、登録決定の日から2年間です。ただし、期間終了後に再度お申し込みいただくことも可能です。

(3) 登録内容の変更

申込書類等の内容、登録内容等に変更がある場合は、必ず「変更届」を提出してください。

なお、次の場合は直近の登録審査会で再度、登録の審査をします。また、これによる当初の登録期間の変更はありません。

- ① 参加登録のメンバーの変更（増員、減員、入れ替え等）により、活動内容が大きく変わる場合
- ② 活動路線の変更等により、活動内容が変わる場合
- ③ その他、区により再審査が必要と判断される場合

(4) 登録辞退

登録を辞退する場合は、辞退届を提出してください。

(5) 登録取り消し

参加者に、以下の登録の取り消し事由が発生した場合は、施設の利用を即時に停止するとともに、悪質であると認められる場合は登録の取り消しを行います。取り消しが決定した場合は、原則として再度の参加申込みは受けません。

- ① 施設利用中に、参加者の責に帰すべき重大な事件や事故が発生した場合
- ② 付帯設備使用料の自己負担金について、指定期日までに支払わなかった場合
- ③ 活動実績等、申込み内容に偽りのあることが判明した場合
- ④ 登録メンバー以外の者が区の承認なく施設を利用しているなど、利用状況に問題がある場合
- ⑤ 活動実態のないことが判明した場合
- ⑥ プロとしての活動を目指していないと判断される場合



- ⑦ 区民還元に協力する意志がない場合
- ⑧ 音信不通の場合（3カ月以上音信不通、連絡がつかないなど）
- ⑨ 施設内外において、法令違反等公序良俗に反する行為が認められた場合
- ⑩ 施設の利用規約、当事業の注意事項が遵守されない場合

【問い合わせ先】

〒120-8510

足立区中央本町1-17-1 足立区役所南館3階

足立区地域のちから推進部 地域文化課 広域施設係

TEL：03-3880-5701（直通）

FAX：03-3880-5603

E-mail：chiiki@city.adachi.tokyo.jp

※ 受付時間：平日の午前9時00分～午後5時00分（年末年始期間を除く）